

よく知られているように平成 27 年（2015 年）1 月 1 日以降に発生した相続に係る相続税は、課税評価額の基礎控除額が 5000 万円から 3000 万円に、また、法定相続人 1 人当たりに加算される基礎控除額も 1000 万円から 600 万円に、それぞれ、4 割圧縮された。これに伴い、地価の高い大都市部を中心に相続税課税対象件数が増加し、相続税課税対象件数割合も平成 27 年（2015 年）以降、全国平均で、従前の 4%から 2 倍の 8%に達した。こうした中で、累進度の高い現在の相続税制の下では、不動産に対する相続税評価額が土地については原則、路線価、建物は固定資産税評価額によっているため、金融資産が時価評価されるのに比して相当有利であることに加え、敷地に貸家を建設して賃貸に供すると、さらに土地、建物の相続税評価額が下がり、節税効果が大きくなるため、平成 27 年（2015 年）に相続税制が課税強化されて以降、折からの金融緩和に伴い不動産向け融資規制が緩んだこともあり、需要が相対的に大きく、また、入居の回転率のよい比較的小規模な貸家着工戸数が増加を続けた。このことが、人口減少下にも拘らず貸家供給の増加を招来するとともに、相続税制の持つ流動化を阻害する凍結効果により、空き家の増加・滞留を招いている。

こうした事態についてはかねてから有識者による警鐘が鳴らされており、例えば、平成 26 年（2014 年）8 月 4 日の日経新聞経済教室において、山崎福寿日本大学教授がそのメカニズムを詳しく解説している。不動産保有を有利にしている相続税評価額の評価手法及び相続税率の累進度を低めることにより、不動産取引の流動化を促進し、相続税の節税を目的とした高齢者を中心とする不動産の保有・賃貸を減らしてゆくべきことを提言している。

現在、増大した空き家の有効活用方策が様々に検討され、順次実施に移されつつあるが、入り口において、評価額に歪みをもった相続税制を主因として、相続税節税目的の必ずしも良質とは言えない空き家予備軍となる小規模賃貸用住宅が量産され続けている現状は何とかして改善しなければならないであろう。

相続税には世代間の富の集中を排除するという大きな目的があり、土地・住宅政策の観点だけからその是非を軽々には論じられないが、一般財団法人日本税務協会の「世界の相続税事情」（2015 年 8 月 31 日）によれば、海外では相続税を廃止したり抑々存在しない国が少なくないとし、「カナダとオーストラリアは 1970 年に廃止、1992 年にはニュージーランドが続き、スウェーデンも 2004 年に相続税をなくした。アジアでもマレーシアやシンガポール、中国には相続税がない」と記されている。日本でも、資産格差の世代間承継の抑制の観点から、資産を持つ者に相続税の負担を強化すべきであるとの考え方がある一方、相続税は所得税や消費税との二重課税の側面があり、軽減や廃止を検討すべきであるとの考え方の両方がある。上記のような不動産市場に生じている歪みを相続税制の観点から、どう改善すべきか真剣な議論が求められる¹。

ちなみに主要国の 2015 年時点での相続税の課税のしくみは以下のようなものであり、国によってさま

¹ 今年 6 月 15 日の「経済財政運営と改革の基本方針」では、個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生 100 年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果を見極めつつ、引き続き丁寧な検討を進める」（68 頁）としており、相続税制についての具体的な改正の方向性は不明である。

ざまである。

(図表) 主要国の相続税の概要

	フランス (7)	ドイツ (7)	日本 (8)	米国 (12)	英国 (1)
最高税率	45 (%)	30	55	39	40
最低税率	5 (%)	7	10	18	40
課税最低限 (万円)	1,350	5,400	3,600	65,160	6,077
配偶者の免税	あり	なし	遺産額の半分	米国市民の配偶者	あり

- (注) 1. 一般財団法人日本税務協会「世界の相続税事情」(2015.8.31)による。
2. 国名の右側のカッコ書きの数値は税率の段階数を示す。
3. 課税最低限の金額も国により異なるが、ちなみに、米国は日本円にして約6億円の富裕層だけが相続税の課税対象である。
4. 日本の場合は法定相続人1人の場合を示す。フランスは存続及びび子の場合を、ドイツはこの場合を示す。
5. 1ドル=120円、1ポンド=187円、1ユーロ=135円で換算。
6. 2017年12月11日の日経新聞によれば米下院は、相続税を2025年までに全廃する税制改革法案を可決した。

(荒井 俊行)